

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：都市整備局

機関名称	臨海副都心周辺地域における公共交通協議会
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項
設置年月日	平成27年11月25日
機関の目的・所掌内容	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、臨海副都心において新たに整備されるBRTを含めて、同地域全体の効率的な交通体系の構築を図るため、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。
委員数	44名 (うち、女性委員数5名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、会議を公開することにより事業者の事業運営上の不利益が生じる可能性がある協議及び公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、会長の宣言により、非公開で行う。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、議事録を公開することにより、事業者の事業運営上の不利益が生じる可能性がある場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。
備考	
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/brt/kotsu_kyogikai.html
問い合わせ先	都市整備局都市基盤部交通企画課 電話番号：03-5388-3304